

令和7年度分 給与支払報告書の提出について

日頃から本市税務行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年中(1月1日～12月31日)に給与等(給料・賞与・アルバイト賃金などを含む)の支払いをした場合、個人別の給与支払報告書を提出していただく必要がありますので、以下のとおりご案内します。

👉 静岡市指定の総括表を必ず使用してください

給与支払報告書の作成を会計事務所等に委託した場合も、必ず静岡市指定の総括表を使用して提出するよう依頼をお願いします。独自の総括表を使用される場合も必ず同封してください。

👉 提出期限は **令和7年1月31日(金)** です

地方税法第317条の6第1項に規定されておりますので、提出期限の遵守をお願いいたします。**なるべく1月20日頃までに提出**していただくようご協力ください。

👉 提出先は令和7年1月1日現在居住の市区町村です

給与の支払いを受けた方が**令和7年1月1日現在居住していた市区町村へ、給与支払者様よりご提出**ください。(本市の住民登録が確認できないときはおたずねする場合があります。)

👉 給与支払報告書は1人あたり1枚です(令和5年度より変更されました)

役員・従業員・アルバイト・パートを問わず**給与の支払いを受けた方全員分(中途退職者を含む)**をご提出ください。給与支払報告書は、左上の数字が⑦のものをお使いください。

👉 報告人員がない場合「回答書」をご返信ください

報告する対象者がいない場合は、同封の回答書(返信用ハガキ)をご返信ください。

👉 徴収方法の誤りを防ぐため「区分紙」を使用してください

特別徴収者と普通徴収者を分け、それぞれの先頭に同封の区分紙(特別徴収者：ピンク、普通徴収者：ブルー)をつけてください。また、区分紙の該当する項目へ必ず人数を記入してください。

👉 市・県民税の納付は原則特別徴収によることとされています

静岡県と県内市町では、納税者の税負担の公平性の確保と法令遵守の観点から、全事業所での特別徴収実施をお願いしております。本来、**個人市・県民税は法令により特別徴収(給与引き去り)にて納税**していただくことが原則であり、事業所や従業員の希望により徴収方法は選択できません。

「普通徴収者区分紙(兼切替理由書)」の普通徴収切替理由に該当する方は、区分紙に人数を記入し、給与支払報告書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

普通徴収とする理由が不明な場合は、特別徴収にさせていただきます。

👉 退職・転勤等があった場合「異動届出書」を提出してください

特別徴収として給与支払報告書を提出した後に、**退職・転勤等の異動があった場合は、4月15日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**をご提出ください。また、**令和6年中に就職し、令和7年度より新たに特別徴収となる予定だった方の退職・転勤等についても、異動届出書**をご提出ください。

👉 eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書提出の義務化について

給与支払報告書については、前々年(今回の場合 令和5年：2023年)における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるとき、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

令和6年度より特別徴収税額決定通知の**光ディスクによる副本データの送付は廃止となりました**。電子データでの税額通知を希望する場合は、eLTAX(エルタックス)をご利用ください。

👉 令和6年度より変更になった以下の点にお気を付けください

- ① 森林整備等に必要な地方税源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。森林環境税は、令和6年度より個人住民税の均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円が賦課徴収されます。
- ② 令和6年度より国外居住親族に係る扶養控除等の見直しが行われ、非居住者で年齢30歳以上70歳未満の者については、一定要件に該当しない限り扶養控除の適用対象から除外することとなりました。

👉 提出前に以下の書類がすべてそろっていることを確認してください

- 総括表 (静岡市指定の総括表を使用していますか?)
- 給与支払報告書 (裏面の記載例のとおり正しく記入されていますか?)
- 区分紙 (特別徴収者と普通徴収者は正しく区分されていますか? 区分紙に人数は記入されていますか?)

※ 個人事業主の方は、上記に加えて以下の書類も必要です

平成29年度より、マイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い本人確認の実施が義務づけられました。以下の書類を窓口でご提示いただくか、郵送の場合は写しを添付してください。

- 事業主様のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(番号確認書類)
マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し など
- 事業主様の身元が確認できる書類(身元確認書類)
マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、パスポート など

👉 提出済の給与支払報告書に訂正がある場合は訂正分のみを再提出してください

提出済の給与支払報告書に**訂正がある場合は、給与支払報告書の摘要欄に赤字で「訂正分」と記入し、訂正分のみを再度提出**してください。なお、一度ご提出された給与支払報告書はお返しできませんのでご了承ください。

👉 区ごとに分けて静岡市役所市民税課へ提出してください

給与支払報告書は区(葵区・駿河区・清水区)ごとには分けて、静岡市役所市民税課へ一括提出してください。提出期限前後は窓口が大変混み合いますので、郵送によるお早めの提出にご協力ください。

お問い合わせ・提出先 **〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館2階**
静岡市役所 市民税課 特別徴収係
☎ (054)221-1043
用紙のダウンロードは…… **静岡市ホームページ** <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>
トップページ **「申請書ダウンロード」** から

👉 電子申告・電子申請・電子納税(eLTAX)をご利用ください

給与支払報告書、異動届出書等のご提出は、地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」にて、オフィスや自宅からインターネットでも手続きができます。

ご利用はeLTAXホームページから <https://www.eltax.lta.go.jp/>
eLTAXホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>



(例)
 給与支払額 5,800,000 円の内、前職分が 660,000 円
 控除対象配偶者 妻 (給与収入 1,030,000 円)
 扶養親族 子 5 人 (静 19 歳 非居住者) (一子 15 歳) (二郎 14 歳) (三恵 12 歳) (四郎 10 歳 同居特別障害)
 父 (駿 71 歳 同居) 母 (清子 67 歳)
 社会保険料 420,000 円の内、前職分が 45,000 円 生命保険料控除 115,000 円 地震保険料控除 10,000 円
 住宅借入金等特別控除可能額 100,000 円 妻 配偶者控除 380,000 円

※住所・氏名 (フリガナ)・生年月日は正確に記入してください

7 給与支払報告書 個人別明細書

支払を受ける者 住所 静岡県葵区追分町5番1号	氏名 静岡 太郎	生年月日 1/23/4567890/12
種別 給与・賞与	支払金額 5,800,000	給与所得控除後の金額 4,200,000
源泉徴収税額 0	所得控除の額の合計額 3,745,000	源泉徴収税額 0
(源泉)控除対象配偶者の有無等 0	控除対象扶養親族の数 1	16歳未満扶養親族の数 4
社会保険料等の金額 420,000	生命保険料の控除額 115,000	地震保険料の控除額 10,000
住宅借入金等特別控除の額 22,750	源泉徴収時所得税減税控除額 0	控除外額 240,000
16歳未満の扶養親族の人数 4	障害者の数 1	特別障害者の数 1
住宅借入金等特別控除の適用数 1	住宅借入金等特別控除の区分 3048	住宅借入金等特別控除の金額 10,000,000
源泉徴収税額 0	源泉徴収税額 480,000	源泉徴収税額 0
配偶者の氏名 静岡 妻	配偶者の生年月日 23/4567890/123	配偶者の収入 480,000
扶養親族の氏名 静岡 駿 静岡 清子 静岡 静 静岡 太郎	扶養親族の生年月日 34567890/1234 4567890/12345 567890/123456 789012345678	扶養親族の収入 678901234567 789012345678 890123456789 901234567890
本人の生年月日 6/4/1981	受給者生年月日 5/2/1911	受給者生年月日 5/2/1911
住所 静岡県駿河区南八幡10番40号	氏名 株式会社 駿河	電話番号 054-04X-0XX4

- 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、16歳未満の扶養親族の場合は、氏名の後に「(年少)」、16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、氏名の後に「(非居住者)」、控除対象扶養親族が非居住者の場合は、氏名の後に右記「控除対象扶養親族」の区分に対応する数字を記入してください。
- 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。
- 年途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、①他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額、②他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、③他の支払者のもとを退職した年月日を記入してください。
- 租税条約に基づいて源泉所得税額の免除を受ける方については、「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。
- 海外外向等で日本国内に居住していない場合は、「国外勤務者(非居住者)、外向期間、勤務地(国名)」を記入してください。
- 特別徴収できない人については、該当する符号(※別紙普通徴収者区分紙(兼切替理由書)を参照)を記入してください。
- 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、摘要欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記入してください。氏名の前には「(退)」と記載し、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

*種別…給与が青色事業専従者給与の場合には、「青専」と記入してください。
 *乙欄…乙欄給与の場合には「〇」と記入してください。

記載例

㉔…控除対象配偶者がある場合には「〇」と記入してください。控除しなかった場合には何も記入しません。年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「〇」と記入します。
 ㉕…控除対象配偶者が、70歳以上(昭和30年1月1日以前生)である場合には、「〇」と記入してください。
 ㉖…特定扶養の人数を記入してください。特定扶養親族の範囲は、19歳以上23歳未満(平成14年1月2日以降生、平成18年1月1日以前生)です。
 [16歳以上19歳未満(平成18年1月2日以降生、平成21年1月1日以前生)の控除対象扶養親族は「その他」扶養(38万円)となります。]
 ㉗…老人扶養のうち同居している父母等の人数を記入してください。
 ㉘…扶養している特別障害者のうち、同居している人数を記入してください。
 非居住者である親族の数…配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満(平成21年1月2日以降生)の扶養親族のうち非居住者の方がいる場合には、その人数を記入してください。

㉙…小規模企業共済組合等掛金の額がある場合には、社会保険料の額と合計して記入し、掛金の額を内書にしてください。(社会保険料は給与引き取り分と個人払い分を合計した金額を記入してください。)
 ㉚…一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払額に対する控除額の合計を記入してください。最高120,000円。
 ㉛…地震等を原因とする災害に対して支払われる保険の、その年中に支払った保険料を記入してください。最高50,000円。旧長期損害保険料については以下㉞のような経過措置があり、控除額は最高15,000円。ただし地震保険料控除と併用する場合は、合わせて最高50,000円。

住宅借入金等特別控除として適用した額を記入してください。(住宅借入金等特別控除前の所得税額が上限です。)

㉜新生命保険料の金額…平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、一般生命保険料の支払金額を記入してください。(ただし、平成23年12月31日以前に締結した契約であっても、平成24年1月1日以降に更新・特約中途付加などを行った場合は、異動日以降新生命保険料として控除が適用されます。)
 ㉝旧生命保険料の金額…平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約に係る保険料の支払金額を記入してください。
 ㉞介護医療保険料の金額…平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、医療保険やがん保険等に係る保険料の支払金額を記入してください。
 ㉟新個人年金保険料の金額…平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約のうち、個人年金保険契約等に係る保険料の支払金額を記入してください。
 ㊱旧個人年金保険料の金額…平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約のうち、個人年金保険契約等に係る保険料の支払金額を記入してください。

住宅借入金等特別控除適用数…年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。
 居住開始年月日(1回目、2回目)…居住年月日は、和暦で年、月、日を分けて記入してください。
 住宅借入金等特別控除区分…適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。
 また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には「(特)」、特別特定取得に該当する場合には「(特特)」、特例特別特例取得に該当する場合は「(特特特)」を付記します。
 住:一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます。)
 住(特家):一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含みます。)で住宅が特例居住用家屋に該当するとき
 認:認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
 認(特家):認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき
 増:特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
 震:東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合
 震(特家):震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき

㊲旧長期損害保険料の金額…平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約等に係る保険料については、従前どおりその年中に支払った旧長期損害保険料の支払金額を記入してください。(長期損害保険とは、保険期間又は救済期間が10年以上でかつ、満期払戻金を支払う旨の特約のある契約です。)
 経過措置として、地震保険料と併用した控除が可能です。

(源泉・特別)控除対象配偶者…控除対象配偶者又は配偶者控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記入してください。(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記入してください。)。また、これらの方が非居住である場合には、区分の欄に「〇」を記入してください。
 控除対象扶養親族…扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、次の区分内容に応じて記入してください。非居住者(30歳未満又は70歳以上):01、非居住者(30歳以上70歳未満、留学生):02、非居住者(30歳以上70歳未満、障害者):03、非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金):04

16歳未満の扶養親族…16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」と記入してください。
 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号…控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記入してください。この場合、個人番号の前には摘要欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を付し、対応関係が分かるようにしてください。
 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号…16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の個人番号を記入してください。5人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、個人番号の前には摘要欄において氏名の前に記入した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、摘要欄において氏名の前に記入した(退)を付し、対応関係が分かるようにしてください。(例「(2)個人番号」、「(退)個人番号」)

合計所得が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者(以下「非控除対象配偶者」といいます。)分を年調減税額の計算に含めた場合には、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。また、非控除対象配偶者を有するもので、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居別障害者に該当する場合、「摘要」の欄には同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、氏名の横に(減税有)と追記のみで差し支えありません。

用語の説明
 1 源泉控除配偶者とは、居住者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
 2 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下である人をいいます。
 3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。